

令和2年12月18日  
令和2年度 第3回浜松市営住宅管理運営委員会

## 市営住宅における 家賃債務保証制度の導入について

住宅課 管理グループ

1

### 連帯保証人について

- 本市では、市営住宅へ入居するためには、原則連帯保証人が必要 ※第1回資料3参照
- しかし、身寄りのない高齢者の増加や家族関係の希薄化などから保証人を確保できず、入居できないケースが発生する恐れがある
- こうした事態を生じさせないためにも新たな保証人制度の検討が必要



**家賃債務保証制度の導入**

2

## 家賃債務保証制度とは

- 入居希望者が賃貸住宅を借りやすくするための制度
- 入居希望者が賃貸住宅の契約を締結する場合に、保証会社が借主（入居者）の連帯保証人に近い役割を果たす
- 借主が賃貸借契約の期間中に家賃等を滞納した場合、保証会社が一定範囲内でその家賃等を立て替えるもの

3

## 家賃債務保証制度とは

### ● 保証内容

保証される内容、範囲は保証業者によって異なる

- 家賃等
- 原状回復費
- ハウスクリーニング
- 残置物撤去 など

4

## 家賃債務保証の仕組み

### A 一般保証型

- 借主（入居者）が家賃等を滞納した場合に保証会社が貸主（オーナー等）に弁済し、その後保証会社が借主に弁済金を請求する。

### B 支払委託型

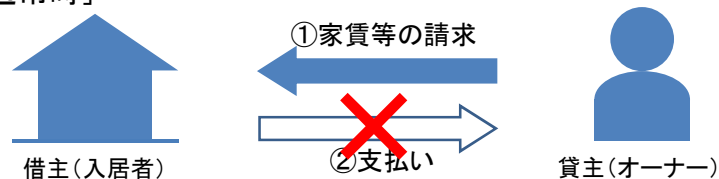
- 借主からの委託により、滞納時でなくとも保証会社が毎月貸主に家賃等を支払い、借主に立替金を請求する。

5

## 家賃債務保証の仕組み

### A 一般保証型

[通常時]



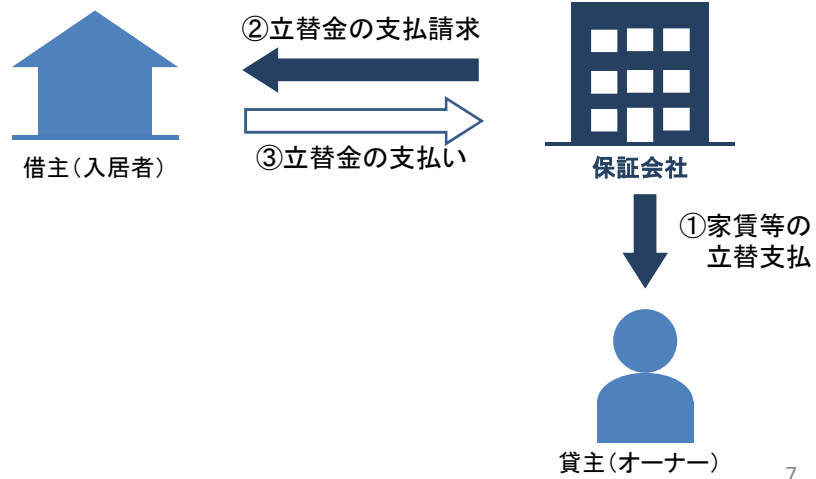
[滞納時]



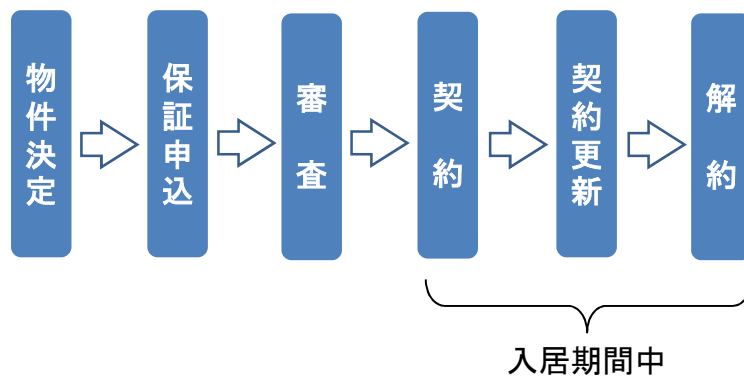
6

## 家賃債務保証の仕組み

### B 支払委託型



## 家賃債務保証の流れ



## 費用

- 保証を利用するには**保証委託料が必要**
- 保証委託料の支払い方法にはいくつかの種類があり、保証会社や商品によって異なる
- 多くの場合、保証委託契約時（＝賃貸借契約時）に所定の金額を支払い、加えて**1年ごとなど定期的に支払いが必要**となる
- 契約時の支払いは不要で入居期間中に毎月一定額を支払う場合もある

9

## 公営住宅における家賃債務保証制度

### ● 全国自治体での導入状況 ※令和2年5月時点

	都道府県	政令指定都市
連帯保証人を求める	29	3
うち、 家賃債務保証導入済み 又は導入予定	14	0
検討中	11	2

出典：宮城県調査

10

## (参考)静岡県営住宅の家賃債務保証制度

### ●制度概要 ※詳細は別添参照

項目	内容
保証タイプ	一般保証型
保証範囲	入居時家賃の12ヶ月分相当額を限度
保証対象	ア 保証期間中に生じた以下のもの ・家賃 ・駐車場使用料 ・明渡しに係る契約解除後の損害金 イ 退去時の原状回復費用 ウ 退去時の残置物撤去
保証料	契約時・・・入居時家賃以下 継続時・・・年額10,000円以下

11

## 市営住宅における制度導入について

- 住宅に困窮する低所得者の居住の安定確保の観点から、市営住宅への入居希望者の事情に配慮した対応が必要
- 連帯保証人が確保できないことを理由に市営住宅へ入居できない事態が生じないように、**市営住宅において家賃債務保証制度を導入する**
- 導入時期：令和3年度第1回入居者募集～  
(令和3年4月下旬)

12

## 家賃債務保証制度導入の効果

- 入居希望者（または入居者）
  - ・ 個人の連帯保証人を立てられなくても市営住宅への入居が可能となる
  - ・ 市と一定の信頼関係が確保できる
- 浜松市
  - ・ 入居の円滑化が実現できる
  - ・ 家賃等滞納が発生しても、保証範囲内であれば確実に債権回収が可能

13

## 留意点等

- 入居希望者（または入居者）
  - ・ 契約時、更新時に費用が発生する
  - ・ 保証会社の審査により契約できない場合がある
- 浜松市
  - ・ 保証上限額に達しないよう弁済額の管理が必要
  - ・ 債務のみの保証のため、個人の保証人同様の生活指導などは行われない

14

## 制度導入スケジュール(予定)

～令和2年12月	<ul style="list-style-type: none"><li>・他都市調査</li><li>・保証業者ヒアリング</li></ul>
令和3年1～2月	<ul style="list-style-type: none"><li>・募集要領作成</li></ul>
3月上旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・改正条例 公布</li><li>・保証業者公募開始</li></ul>
4月上旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・審査</li></ul>
4月下旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・協定締結</li><li>・制度運用開始</li></ul>

15



## 令和2年度静岡県県営住宅の家賃債務保証業者募集要領

## 1 趣旨

この要領は、静岡県県営住宅条例（昭和36年条例第26号。以下「条例」という。）第9条第1項第2号に規定する入居者の連帯保証人となることを認める法人として、家賃債務保証業者である者を選定するために必要な事項を定める。

## 2 参加者の資格要件

本要領による募集に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第5条第1項の規定による登録を受け、静岡県を営業地域としている者
- ウ 公営住宅の家賃債務保証について、地方公共団体と協定を締結し、現在も協定が継続している実績を有すること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下カにおいて「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- カ 法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者でないこと。
- キ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者でないこと。
- ク 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者でないこと。
- ケ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者でないこと。
- コ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- サ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら暴力団又は暴力団員等を利用している者でないこと。
- シ 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定するISMS認証を取得していること又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク付与事業者であること若しくは個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第20条に規定する安全管理のための措置が講じられていること。

### 3 保証委託契約の内容（提供を求める保証の条件）

#### (1) 保証委託契約

##### ア 契約対象者

家賃債務保証業者が締結する保証委託契約（以下「保証委託契約」という。）の対象者は、県営住宅に入居しようとする者又は入居者（以下「入居者等」という。）とする。

##### イ 保証範囲

保証委託契約の保証範囲は次の（ア）及び（イ）とする。

（ア）保証委託契約における入居者等の家賃（月額）の12か月分相当額を限度とする範囲で保証するもの

a 条例第8条に規定する入居可能日から退去日（無断退去の場合は無断退去者として静岡県が認定した日、孤独死の場合はその事実を確認した日）の間に生じた次に掲げるもの

- ・ 家賃（条例第10条、毎年度、認定された収入に基づき知事が定める額）
- ・ 駐車場の使用料金（条例第34条）
- ・ 県営住宅の明渡しに係る契約解除後の賃料相当損害金（家賃及び駐車場の使用料金の相当額）

b 退去時の原状回復費用（障子又はふすまの張替え、破損ガラスの取替え、畳の表替え及び建具の修繕に要する費用その他これらに類する費用で知事が定めるもの（死亡退去時の原状回復含む。家賃債務保証業者が保証範囲について条件を設定することは可能（例：保証範囲は保証委託契約における入居者等の家賃（月額）の〇か月分相当額）までとする。等））

（イ）退去時の残置物撤去（死亡退去時の残置物撤去含む。家賃債務保証業者が費用を負担し実施する。）

##### ウ 保証委託契約の締結と保証料等

（ア）保証委託契約の締結と保証料

a 家賃債務保証業者は、自ら入居者等と保証委託契約の締結及び保証料の徴収を行うこと。

b 家賃債務保証業者は、契約した入居者等の個人情報を県から得ることについて、保証委託契約書に入手する個人情報の範囲とともに記載し、契約締結時に入居者等から同意を得なければならない。

c 保証料の年額は、家賃債務保証業者が「入居者等の家賃（月額）（税込）以下」で定める。

（イ）継続保証料

a 家賃債務保証業者は、自ら入居者等から継続保証料の徴収を行うこと。

b 継続保証料の年額は、家賃債務保証業者が「10,000円（税込）以下」で定める。

c 家賃債務保証業者の県に対する保証は、入居者等が継続保証料を滞納したことを理由に、停止されるものでないこと。

#### (2) 連帯保証人等

家賃債務保証業者は、保証委託契約において入居者等に自然人又は法人の保証を求めることはできない。

### (3) 保証の債務履行請求

保証の債務履行は、家賃債務保証業者が、県の請求に基づき代位弁済を行う。

家賃債務保証業者の代位弁済の方法は、県が発行する納入通知書により県の指定する期限までに県の指定する金融機関で支払うと共にその支払いに係る費用を負担する。

### (4) 求償権の行使等

家賃債務保証業者は、入居者等に求償権を行使する場合には、利息及びその他手数料を徴収してはならない。

### (5) その他

ア 協定書には、家賃債務保証業者が県に対し、入居者等に対する県営住宅の明渡し請求又は明渡し訴訟の提起を行うことを要求等できる旨の内容を含まないこと。

イ 家賃債務保証業者の社員及び従業員は、関係法令及び関係条例等を遵守しなければならない。

ウ 家賃債務保証業者は業務を履行する上で知り得た一切の情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。また、個人情報の取扱い及び暴力団等の排除については細心の注意を払うこと。

エ 県（管理代行者（※）である静岡県住宅供給公社を含む。）が行う主な業務等は以下のとおりとする。

（ア）入居者等への保証委託契約の説明（保証委託契約の概要説明・リーフレット等の配布のみ、保証料及び継続保証料の徴収は行わない。）

（イ）入居者等に対する家賃、駐車場の使用料金及び県営住宅の明渡しに係る契約解除後の賃料相当損害金の徴収（家賃債務保証業者が、入居者等から、直接、クレジットカード・口座からの自動引き落とし・振込み・コンビニ収納等により徴収することはできない。）

（ウ）条例等に定める不履行があるときの入居者等に対する履行請求、履行催告、即決和解、県営住宅の明渡しに係る契約解除の意思表示及び明渡し請求は県が行う（裁判内外を含む）。

（エ）家賃債務保証業者に対する、家賃、駐車場の使用料金及び県営住宅の明渡しに係る契約解除後の賃料相当損害金の滞納情報の提供並びに保証の債務履行の請求（毎月、納期限から原則 20 日以内に行う。）。ただし、県では未納確認処理が翌月第 11 営業日に行われることから、納期限から 20 日以内にこれを行えない場合の対応は、協定予定者と協議する。

※ 県は県営住宅の管理の権限又は業務の一部を、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 47 条第 1 項に基づく管理代行者に委託している（管理代行者：静岡県住宅供給公社）。

## 4 家賃債務保証業者の選定方法について

「2 参加者の資格要件」に記載する要件を満たし、かつ「3 保証委託契約の内容（提供を求める保証の条件）」に記載する条件を受諾する者を審査し、1～2 者程度の協定予定者を選定する。

なお、協定予定者を選定する際、評価が同等の者が多数ある場合には、県営住宅の管理に従事しない県職員がくじ引きにより抽選し決定する。

## 《審査項目及び主な視点》

審査項目		審査の主な視点
保証委託契約の対象者		・幅広い世帯が保証委託契約の対象であるか。
保証委託契約の保証料等	保証料	・年額が入居者等の家賃（月額）（税込）以下であるか。
	継続保証料	・年額が10,000円（税込）以下であるか。 ・家賃債務保証業者の県に対する保証は、入居者等が継続保証料を滞納したことを理由に停止されるものではないこと。
求償権の行使等	分納相談、その他の対応	・入居者等に対し、求償権の行使の際に利息及びその他手数料を徴収していないこと。 ・訪問や電話、時間帯、債権回収の方法、分納相談、福祉制度の紹介とつなぎ等がされるか。
【公営住宅における地方公共団体との協定実績】		・協定実績や協定年数

※ 経営状況も審査項目とする。

※ 個人情報の保護に対する安全管理の措置が十分でない場合は協定予定者から除外する。

## 5 提出書類及び提出期間等

### (1) 提出書類

参加者は、提出期間内に下記書類を各1部提出すること。なお、提案できる保証委託契約の内容は、1参加者につき1件とする。

ア 提案参加申込書（様式第1号）

イ 提案書（様式第2号）

ウ 参加者の資格要件に係る誓約書（様式第3号）

エ 添付書類

（ア）家賃債務保証業者登録規程第5条第1項の規定による登録を受け、静岡県を営業地域としていることが確認できる書類の写し

（イ）登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書（法人）

（ウ）印鑑証明書

（エ）直近の営業年度の決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）

（オ）一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定するI SMS認証を取得していること又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク付与事業者であること若しくは個人情報の保護に関する法律第20条に規定する安全管理のための措置が講じられていることが確認できる書類の写し

（カ）公営住宅の家賃債務保証について、地方公共団体との協定書締結が確認できる書類の写し（協定書の写し等）

（キ）協定書案（協定対象者として選定された場合に県と締結する協定書案）

（ク）保証委託契約、重要事項説明書等の契約書類の案

オ 提出書類作成上の注意

（ア）提出書類は、本要領による募集における参加者の資格要件及び保証委託契約の内容を確認・把握するものであり、県営住宅の家賃債務保証業者の協定書締結を前提とするものである。

（イ）書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によ

るものとし、文字サイズは11ポイントを基本とし、文字間隔は標準とする。

また、カラーで作成した場合はカラーのままとする。

なお、項目において、すでに作成した資料を参考として示すことも可とする。

(ウ) 提出書類が、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、協定予定者として選定しないことがある。

(エ) 後日、県から参考資料の提出依頼があった場合は協力すること。

## (2) 提出期間

令和2年9月14日(月)から令和2年10月5日(月)まで(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

## (3) 提出先

(窓口) 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館10階

部 局 名	電話及びFAX番号	E-mail
静岡県くらし・環境部 建築住宅局公営住宅課	TEL : 054-221-3085 FAX : 054-221-3083	jutaku@pref.shizuoka.lg.jp

## (4) 提出方法等

(3)の提出先に提出すること。郵送の場合は書留郵便とし、(2)の提出期間内に必着とする。  
なお、ファクシミリや電送によるものは受け付けない。

## 6 本要領に対する質問

本要領に関する説明会は開催しない。質問がある場合は、質問書(様式第4号)を下記のとおり提出すること。

### (1) 受付期間

令和2年9月14日(月)から令和2年9月28日(月)まで(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

### (2) 提出先

5 (3) に示す、静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課

### (3) 提出方法

ア 持参する場合は、(1)の受付期間内に提出すること。

郵送する場合は、書留郵便とし、(1)の受付期間内に必着とする。

電送にて送信の場合、送信後、その旨を電話で連絡すること。

ファクシミリによるものは受け付けない。

イ 質問に対する回答書は、質問を受理した日から5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に質問者へ電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

#### (ア) 期間

令和2年9月14日(月)から令和2年10月22日(木)まで(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

#### (イ) 閲覧場所

5 (3) に示す、静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課

## 7 参加者に対する選定結果の通知

### (1) 協定予定者への通知

参加者のうち協定予定者として選定された者には、選定通知書により令和2年10月15日（木）までに通知する。

### (2) 協定予定者として選定されなかった者への通知等

参加者のうち協定予定者として選定されなかった者には、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を記載した非選定通知書により令和2年10月15日（木）までに通知する。

本通知を受けた者は、非選定通知書記載の日の翌日から令和2年10月22日（木）の間に書面（様式自由）により、5(3)に示す、静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課に提出し、県に対して非選定理由について説明を求めることができる。

なお、書面は持参により提出することとし、郵送、ファクシミリ又は電送によるものは受け付けない。

## 8 協定書

### (1) 協定書の作成

県は協定予定者から「5 提出書類及び提出期間等」により提出された書類に基づき、保証料・継続保証料、協定内容、事務処理手順その他の事項について協定予定者と協議し協定書を締結する。この場合、協議に要する費用は協定予定者の負担とする。また、協議の結果、内容が「3 保証委託契約の内容（提供を求める保証の条件）」に定める条件を満たさないことが判明した場合は、協定予定を取り消すことがある。

### (2) 協定期間

協定書締結日から令和3年3月31日まで（ただし、期間満了の3か月前までに協定者（県又は家賃債務保証業者）から書面による解約の申し出がないときは、当該協定書と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。）

### (3) 協定書の変更

協定書締結後、協定内容を変更しようとする場合は、県と協議をしなければならない。

## 9 その他の留意事項

(1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 参加者の提出書類の作成、提出及び協議等に掛かるすべての費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提案参加申込を無効とする。また、提出書類が下記のいずれかに該当する場合は、原則、提案参加申込を無効とする。

ア 提出書類の全部又は一部が提出されていない場合

イ 提出書類と無関係な書類である場合

ウ 白紙である場合

エ 本要領に指示された項目を満たしていない場合

オ 募集者名に誤りがある場合

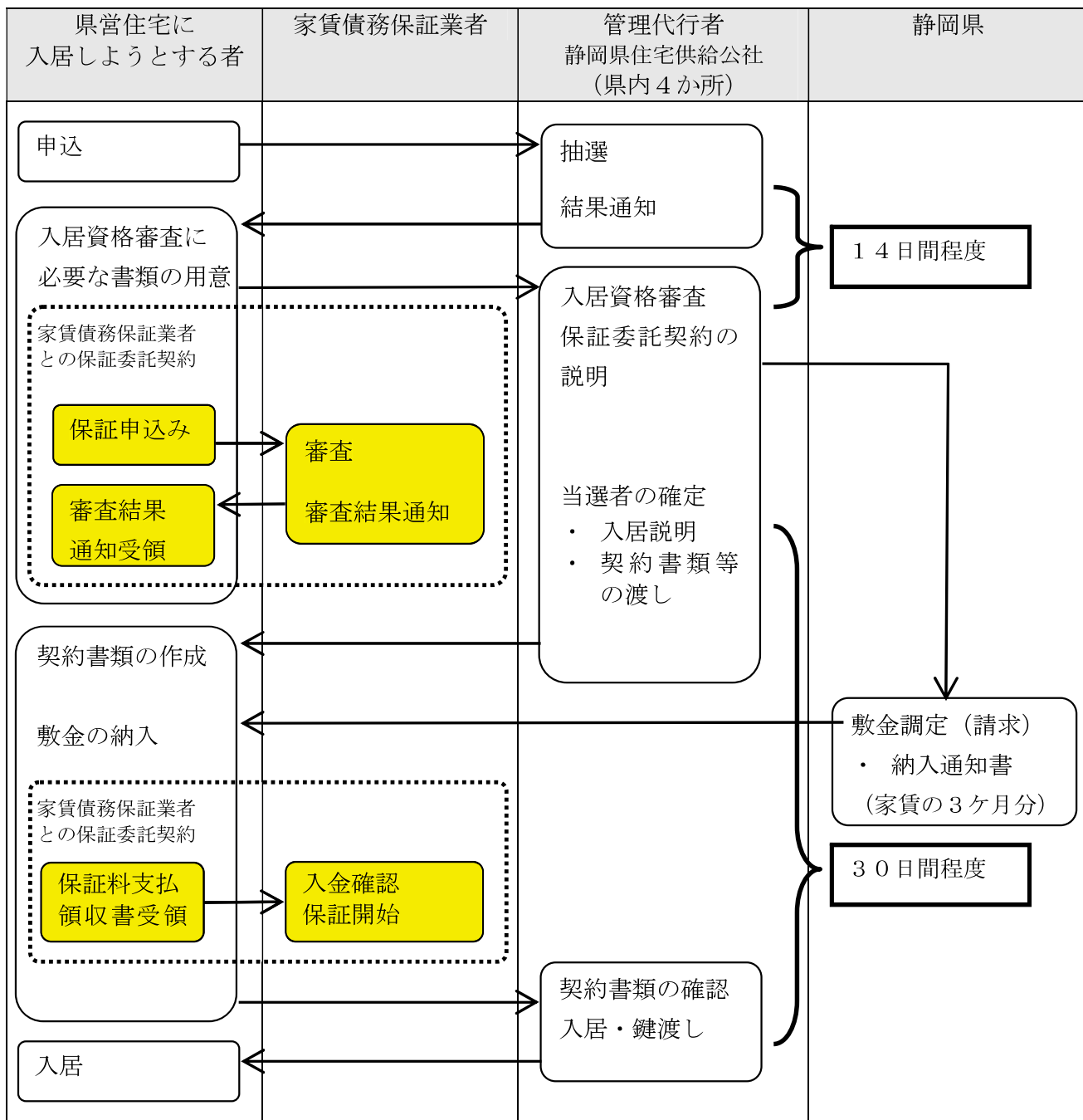
カ 業務名に誤りがある場合

キ その他未提出又は不備がある場合

- (4) 提出書類は返却しない。また、提出書類は、協定予定者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、提出された提出書類を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期間後は、提出書類を受理しない。また、提出書類に記載された内容の変更を認めない。
- (6) 連帯保証人を選択するか家賃債務保証業者を利用するかは入居者等の判断によるものとする。
- (7) 県からは委託料、手数料その他の名目での金銭の支払いは一切行わない。
- (8) 家賃、駐車場の使用料金を常時滞納する者への対応は協定予定者と協定書締結時に協議する。

家賃債務保証業者を利用した場合の想定手続きフロー①

(空家募集から入居まで)



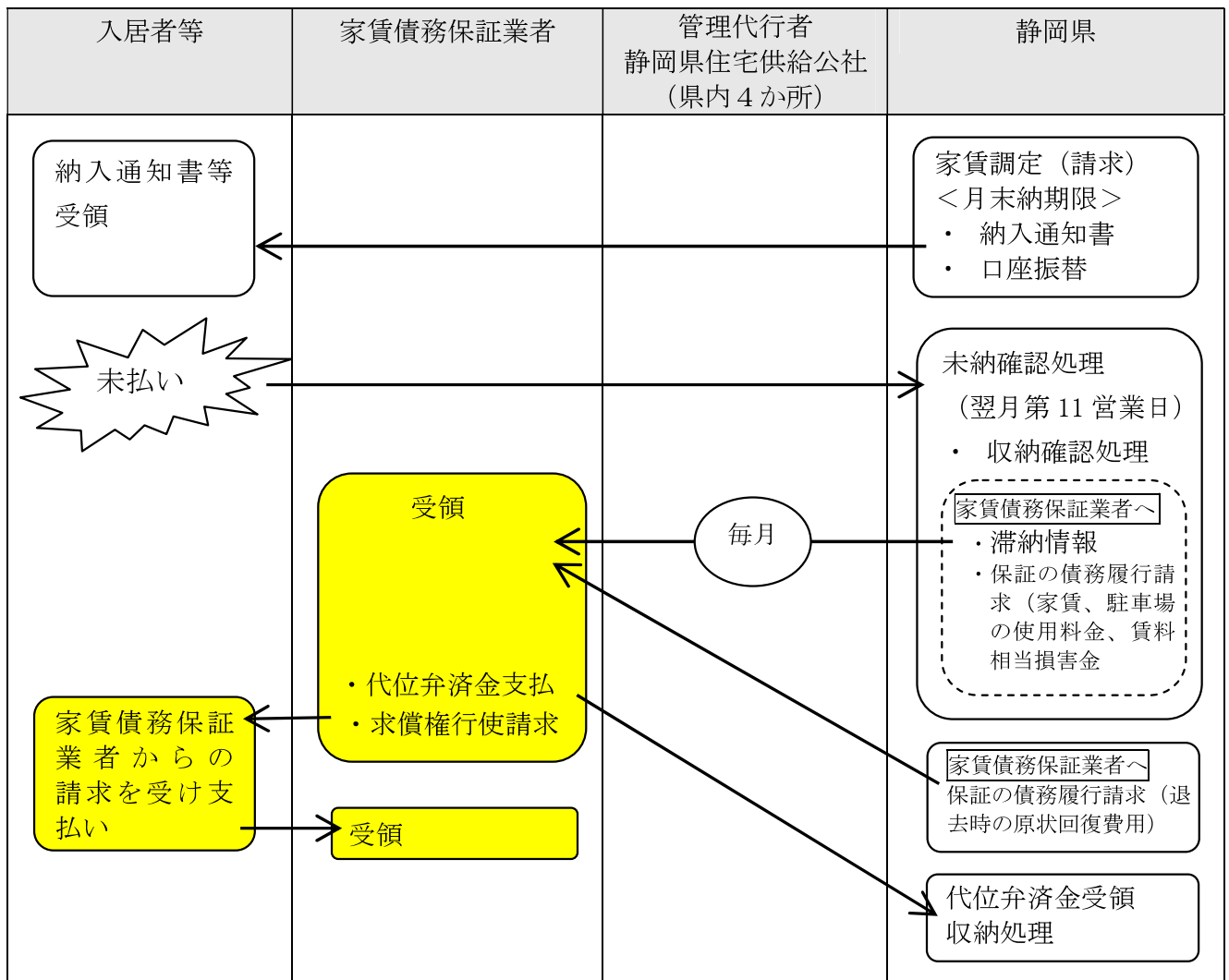
※上記は、県が想定している手続きフローであり、協定予定者と協議の上、見直す場合がある。

※県及び管理代行者である静岡県住宅供給公社が行う入居者等への保証委託契約の説明は、保証委託契約の概要説明、リーフレット等の配布のみ。

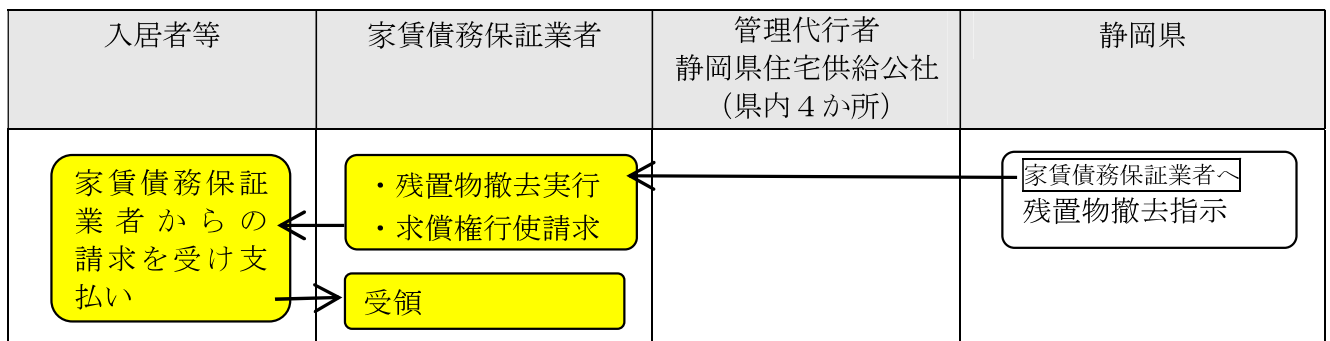


家賃債務保証業者を利用した場合の想定手続きフロー②

(滞納発生時、退去時の原状回復費用発生)



(退去時の残置物撤去)



※上記は、県が想定している手続きフローであり、協定予定者と協議の上、見直す場合がある。

※入居者等に対する家賃、駐車場の使用料金及び県営住宅の明渡しに係る契約解除後の賃料相当損害金の徴収は県が行う(家賃債務保証業者が、入居者等から、直接、クレジットカード・口座から自動引き落とし・振込み・コンビニ収納等により徴収することはできない。)

※入居者等に対する条例等に定める不履行があるときの履行請求、履行催告、即決和解、県営住宅の明渡しに係る契約解除の意思表示及び明渡し請求は県が行う(裁判内外を含む)。

※協定書には、家賃債務保証業者が県に対し、入居者等に対する県営住宅の明渡し請求及び明渡

し訴訟の提起を行うことを要求等できる旨の内容を含まない。入居者等への県営住宅の明渡しの判断は県が行う。

※県は家賃債務保証業者に対し、家賃、駐車場の使用料金及び県営住宅の明渡しに係る契約解除後の賃料相当損害金の滞納情報提供及び保証した債務履行の請求を、毎月、納期限から原則 20 日以内に行う。ただし、県では未納確認処理が翌月第 11 営業日に行われることから、納期限から 20 日以内にこれを行えない場合の対応は、協定予定者と協議する。

※退去時の原状回復費用は、入居者等が退去し県がその費用を負担した後に、県が家賃債務保証業者に対し保証の債務履行請求を行う。

※退去時の残置物撤去（死亡退去時の残置物撤去含む。）は、家賃債務保証業者が費用を負担し実施する。

○ 家賃債務保証業を適正かつ確実に実施することができる者として、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録する制度を創設し、その情報を広く提供します。

## ① 家賃債務保証業者の登録制度の概要

○ 家賃債務保証業を適正かつ確実に実施することができる者として、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録することが可能（5年毎の更新制）

○ なお、これは任意の登録制度であり、登録をなくとも家賃債務保証業を営むことは可能



○ 登録の事務は国土交通省の地方整備局等で行うため、家賃債務保証業者は、主たる事務所がある地域を管轄する地方整備局等に登録申請等を行うこととなる

## ② 登録の基準

○ 以下の基準等に適合する家賃債務保証業者を登録

- ・ 暴力団員等の関与がない
- ・ 安定的に業務を運営するための財産的基礎（純資産額1,000万円以上）
- ・ 法令等遵守のための研修の実施
- ・ 業務に関する基準を規定した内部規則・組織体制の整備
- ・ 求償権の行使方法が適切である
- ・ 相談又は苦情に応ずるための体制整備
- ・ 法人の場合、家賃債務保証業を5年以上継続していること又は常務に従事する役員のうち、家賃債務保証業務に3年以上従事した経験がある
- ・ 使用人（事務所の代表者）について家賃債務保証業の経験が1年以上 等

※家賃債務保証業者登録規程（国土交通省告示）

公布：平成29年10月2日

施行：平成29年10月25日

## ③ 業務適正化のためのルール

○ 登録された家賃債務保証業者は、以下のルール等を遵守

- ・ 登録業者の従業者であることを証する証明書の携帯
- ・ 暴力団員等の排除
- ・ 虚偽告知及び誇大広告の禁止
- ・ 違約金等について消費者契約法に反する契約の制限
- ・ 契約締結までに重要な事項に関する説明・書面交付
- ・ 契約締結時の書面交付
- ・ 賃借人毎の弁済履歴を記録した帳簿の備付け
- ・ 登録業者であることを表示する標識の掲示
- ・ 受領した家賃等について自己の財産と分別して管理
- ・ 業務及び財産の分別管理等の状況の報告 等

## ④ 登録業者に対する指導等

○ 登録業者に対して以下での指導等を実施

- ・ 適正な業務運営確保のための報告徴収及び資料提出
- ・ 違反行為等に係る指導、助言、勧告及び登録の抹消
- ・ 登録の取消等の事実の公表 等

## 登録業者のメリット

○ 適正に家賃債務保証の業務を行うことができる者として国が登録し情報提供

○ 登録住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し家賃債務を保証する場合に、住宅金融支援機構による家賃債務保証保険の引受けの対象

○ 専用住宅に低額所得者が入居する場合に実施可能な家賃債務保証料の低廉化補助の対象